

# 資 料 編

## 目次

資料 1	人口・交通量等.....	1
資料 2	関係機関の連絡先（所在地等）.....	5
資料 3	地形等.....	18
資料 4	気象概要.....	20
資料 5	土地利用，道路，建物の概要.....	23
資料 6	関係機関との協定一覧.....	27
資料 7	備蓄物資の品目一覧.....	31
資料 8	関係報道機関一覧.....	33
資料 9	国分寺市国民保護協議会条例.....	34
資料 10	国分寺市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 .	36
資料 11	動物の保護等に関する通知.....	38
資料 12	救援の程度及び方法の基準.....	40
資料 13	安否情報様式.....	43
資料 14	路線図.....	48
資料 15	国分寺市防災まちづくり推進地区.....	49

## 資料1 人口・交通量等

### 1 人口

人口は、平成29年1月1日現在、住民基本台帳登録人口118,746人、外国人登録人口1,910人で合計120,656人であり、市東部にはJR国分寺駅、西国分寺駅があり古くから市街化が進み、駅周辺地域は他に比べて若干人口密度が高いが、市全域に人口は分布している。

人口の推移は、住民基本台帳によると昭和43年以来増加しており、近年は中高層建築物の建築、農地等の宅地開発などで微増傾向にある。しかしながら、増加率は低下しており、将来的には減少傾向になることが推測される。また、平成7年以降は幼年人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少し、老年人口（65歳以上）の比率が増加傾向にある。

◎住民基本台帳による年齢別人口の推移 (各年1月1日現在) 表1-1

年次	人口総数	幼年(0～14歳)		生産年齢(15～64歳)		老年(65歳以上)	
		人口	構成比(%)	人口	構成比(%)	人口	構成比(%)
平成7年	102,758	13,769	13.4	77,151	75.1	11,838	11.5
〃 8 〃	103,267	13,615	13.2	77,095	74.7	12,557	12.2
〃 9 〃	103,736	13,450	13.0	77,044	74.3	13,242	12.8
〃 10 〃	104,256	13,257	12.7	76,983	73.8	14,016	13.4
〃 11 〃	104,426	12,980	12.4	76,719	73.5	14,727	14.1
〃 12 〃	105,381	12,865	12.2	77,133	73.2	15,383	14.6
〃 13 〃	108,124	13,267	12.3	78,631	72.7	16,226	15.0
〃 14 〃	109,874	13,506	12.3	79,302	72.2	17,066	15.5
〃 15 〃	111,121	13,668	12.3	79,523	71.6	17,930	16.1
〃 16 〃	111,408	13,764	12.4	79,194	71.1	18,450	16.6
〃 17 〃	112,321	13,842	12.3	79,429	70.7	19,050	17.0
〃 18 〃	113,894	14,243	12.5	79,956	70.2	19,695	17.3
〃 19 〃	114,270	14,206	12.4	79,639	69.7	20,425	17.9
〃 20 〃	114,906	14,240	12.4	79,668	69.3	20,998	18.3
〃 21 〃	115,863	14,337	12.4	79,833	68.9	21,693	18.7

〃 22 〃	116,317	14,357	12.3	79,730	68.5	22,230	19.1
〃 23 〃	115,704	14,174	12.3	79,065	68.3	22,465	19.4
〃 24 〃	115,354	14,089	12.2	78,439	68.0	22,826	19.8
〃 25 〃	118,035	14,386	12.2	79,763	67.6	23,886	20.2
〃 26 〃	118,697	14,541	12.3	79,521	66.9	24,635	20.8
〃 27 〃	119,379	14,491	12.1	79,431	66.6	25,457	21.3
〃 28 〃	119,940	14,587	12.2	79,405	66.2	22,230	21.6

出典：平成 27 年度国分寺市統計

図 1 - 1 国分寺市の人口と世帯数の推移 (資料：国勢調査)

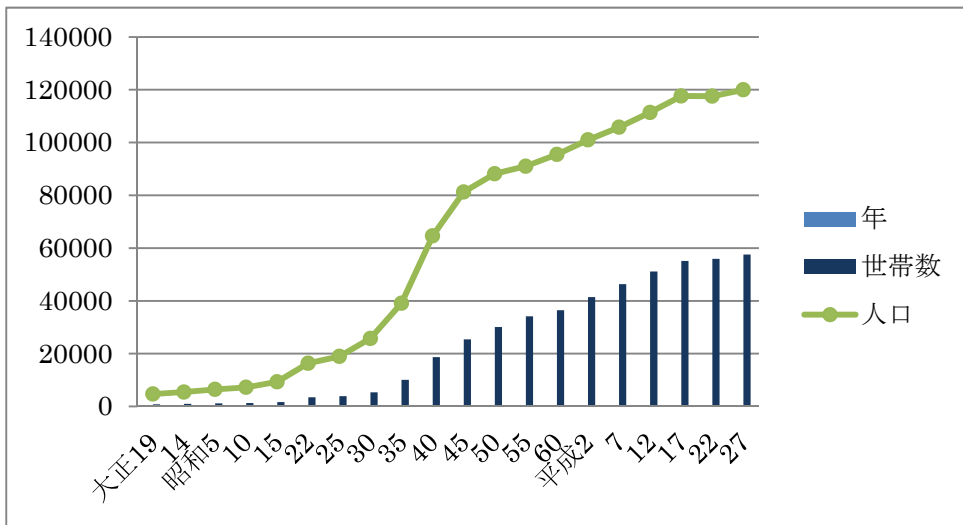
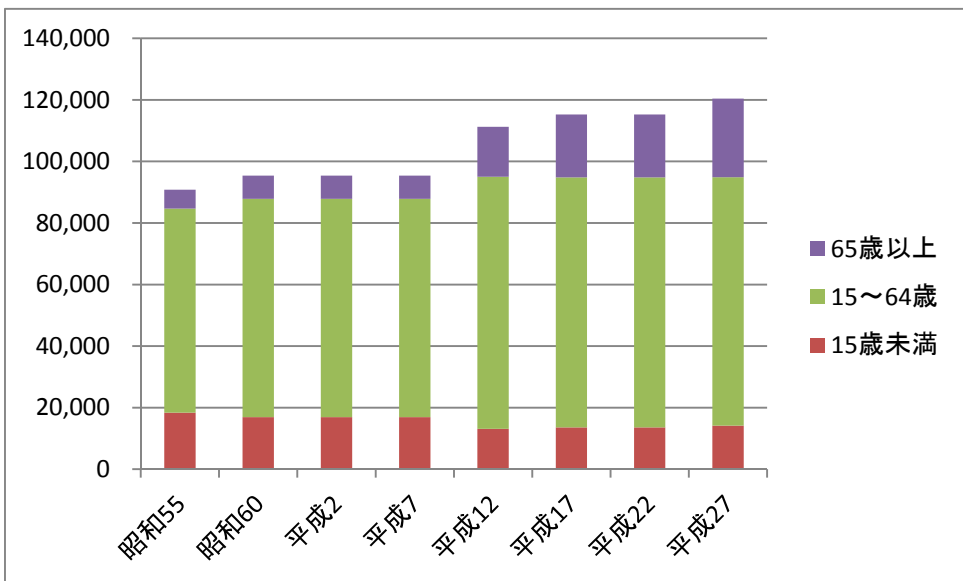


図 1 - 2 国分寺市の年齢 3 区分別人口の推移 (資料：国勢調査)



## 2 交通量

### ◎幹線道路（都道）の交通量

平成 26 年度の市内幹線道路（都道）の交通量は、次のとおりである。

表 1 - 2

路線名	観測地点	自動車類 交通量	歩行者	自転車類	二輪車類
所沢府中線・府中街道	東恋ヶ窪 5 - 16, 恋ヶ窪交差点	16,869 (2,237)	1,118	1,652	505
小川山府中線・国分寺街道	東元町 2 - 13, 東元町 3 丁目交差点	11,640 (1,414)	1,354	1,019	449
恋ヶ窪新田三鷹線・連雀通り	本多 2 - 16, 本多 2 丁目交差点	11,134 (993)	1,426	1,646	385
立川国分寺線・多喜窪通り	南町 3 - 3, 南町 3 丁目交差点	10,147 (794)	2,557	749	454
国立停車場恋ヶ窪線・市役所通り	戸倉 1 - 8, 国分寺九小入口交差点	6,578 (447)	1,037	749	454

出典：平成 27 年度国分寺市統計

( ) は大型車

## 3 乗降者数

### ◎市内の JR，私鉄各駅の乗降者数

平成 21 年度から平成 25 年度までの乗降者数は、下表のとおりである。

表 1 - 3

JR 中央線

(資料：東京都統計年鑑)

区分 年度	国分寺駅 (乗車人員)		西国分寺駅 (乗車人員)	
	総数	1 日平均	総数	1 日平均
平成 21 年度	38,805 千人	106 千人	9,663 千人	26 千人
〃 22 〃	38,648 千人	106 千人	9,844 千人	27 千人
〃 23 〃	38,332 千人	105 千人	9,810 千人	27 千人
〃 24 〃	38,881 千人	107 千人	10,032 千人	27 千人
〃 25 〃	39,719 千人	109 千人	10,364 千人	28 千人

出典：平成 27 年度国分寺市統計

## 西武国分寺線

(資料：東京都統計年鑑)

区分 年度	国分寺駅		恋ヶ窪駅	
	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員
平成 21 年度	13,888 千人	13,930 千人	2,038 千人	2,018 千人
〃 22 〃	13,951 千人	14,147 千人	2,026 千人	1,992 千人
〃 23 〃	13,741 千人	13,850 千人	1,992 千人	2,006 千人
〃 24 〃	13,933 千人	14,062 千人	2,048 千人	2,044 千人
〃 25 〃	14,180 千人	14,331 千人	2,128 千人	2,102 千人

出典：平成 27 年度国分寺市統計

## 西武多摩湖線

(資料：東京都統計年鑑)

区分 年度	国分寺駅	
	乗車人員	降車人員
平成 21 年度	7,053 千人	7,105 千人
〃 22 〃	6,814 千人	6,982 千人
〃 23 〃	6,668 千人	6,754 千人
〃 24 〃	6,842 千人	6,984 千人
〃 25 〃	7,098 千人	7,268 千人

出典：平成 27 年度国分寺市統計

## 資料 2 関係機関の連絡先（所在地等）

《指定行政機関》

表 2 - 1

名 称	担 当 部 署	連絡先（所在地等）
消防庁 （総務省）	国民保護運用室	千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 2 TEL03-5253-7551

《指定地方行政機関》

表 2 - 2

名 称	担 当 部 署	連絡先（所在地等）
関東農政局 （農林水産省）	東京都拠点	江東区東雲 1 - 9 - 5 TEL03-5144-5255
北関東防衛局 （防衛省）		さいたま市中央区新都心 2 - 1 TEL048-600-1804
関東総合通信局 （総務省）		千代田区九段南 1 - 2 - 1 TEL03-6238-1600
関東財務局 （財務省）	立川出張所	立川市緑町 4 - 2 TEL042-524-2195
東京税関 （財務省）	立川出張所	立川市緑町 4 - 2 TEL042-522-6004
関東信越厚生局 （厚生労働省）		さいたま市中央区新都心 1 - 1
東京労働局 （厚生労働省）	立川公共職業安定所	立川市緑町 4 - 2 TEL042-525-8609
関東森林管理局 （林野庁）	東京事務所	江東区東陽 6 - 1 - 42 TEL03-3699-2512
関東経済産業局 （経済産業省）		さいたま市中央区新都心 1 - 1
関東東北産業保安監督部（経済産業省）		さいたま市中央区新都心 1 - 1
関東地方整備局 （国土交通省）		さいたま市中央区新都心 2 - 1 TEL048-601-3151
関東運輸局 （国土交通省）	東京運輸支局	品川区東大井 1 - 12 - 17 TEL03-3458-9231

東京航空局 (国土交通省)		千代田区九段南 1-1-15 TEL03-5275-9292
東京航空交通管制部 (国土交通省)		所沢市並木 1-12 TEL04-2992-1181
東京管区気象台 (気象庁)		千代田区大手町 1-3-4 TEL03-3212-8341
第三管区海上保安本部 (海上保安庁)		横浜市中区北仲通 5-57 TEL045-211-1118

《自衛隊》

表 2-3

名 称	担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
陸上自衛隊	第 1 後方支援連隊 補給隊	練馬区北町 4-1-1 TEL03-3933-1161
海上自衛隊	横須賀地方隊	横須賀市西逸見町 1-無番地 TEL046-822-3500
航空自衛隊	航空総隊	府中市浅間町 1-5-5 TEL042-362-2971

《東京都関係部局 (警察, 消防を含む)》

表 2-4

名 称	担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
東京消防庁 第八消防方面本部		立川市泉町 1156-1 TEL042-522-0119
東京消防庁 国分寺消防署	警防課	国分寺市本多 1-7-15 TEL042-323-0119
警視庁 小金井警察署	警備課	小金井市貫井南町 3-21-3 TEL042-381-0110
東京都建設局	北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町 2-15-19 TEL042-540-9501
東京都建設局	西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山 1-17-59 TEL0422-47-0111
東京都福祉保健局	多摩立川保健所	立川市羽衣町 2-63 TEL042-524-5171



東京都都市整備局	多摩建築指導事務所	立川市錦町 4 - 6 - 3 TEL042-548-2025
東京都水道局	多摩水道改革推進本部	立川市緑町 6 - 7 TEL042-548-5400
東京都下水道局	流域下水道本部	立川市錦町 1 - 7 - 26 TEL042-527-4827
東京都総務局	総合防災部	新宿区西新宿 2 - 8 - 1 TEL03-5388-2453
東京都環境局	多摩環境事務所	立川市錦町 4 - 6 - 3 TEL042-523-0237
東京都住宅供給公社	立川支社	立川市曙町 2 - 34 - 7 TEL042-525-3050

《指定公共機関及び指定地方公共機関》

表 2 - 5

名 称	担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
独立行政法人 国立病院機構	災害医療センター	立川市緑町 3256 TEL042-526-5511
国立研究開発法人 情報通信研究機構		小金井市貫井北町 4 - 2 - 1 TEL042-327-7429
国立研究開発法人 建築研究所		つくば市立原 1 番地 TEL029-864-2151
消防庁 消防大学校 消防研究センター		調布市深大寺東町 4 - 35 - 3 TEL042-244-8331
国立研究開発法人 土木研究所		つくば市南原 1 - 6 TEL029-879-6700
国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構		つくば市観音台 3 - 1 - 1 TEL029-838-8998
国立研究開発法人 量子科学研究開発 機構		千葉市稲毛区穴川 4 - 9 - 1 TEL043-251-2111

放射線医学総合研究所		
独立行政法人 水資源機構		さいたま市中央区新都心 11-2 TEL048-600-6500
日本赤十字社	東京都支部	新宿区大久保1-2-15 TEL03-5273-6741
日本郵便(株)	国分寺郵便局	国分寺市日吉町4-1-10 TEL042-321-0001
東日本旅客鉄(株)	J R 国分寺駅	国分寺市本町2-1-23 TEL042-324-8498
西武鉄道(株)	多摩湖線管理所	東村山市萩山町2-1-1 TEL042-391-0453
東京電力パワーグリッド(株)	立川支社	立川市緑町6-6 TEL042-547-4218
東京ガス(株)	多摩支店	立川市曙町3-6-13 TEL042-526-6125
電源開発(株)		中央区銀座6-15-1 TEL03-3546-2211
(株)NTT東日本	東京武蔵野支店	府中市八幡町1-1 TEL042-310-9660
国分寺市医師会	事務局	国分寺市泉町2-3-8 TEL042-322-4338
国分寺市歯科医師会	事務局	国分寺市南町3-26-33 TEL042-324-5434
京王電鉄バス(株)		府中市晴見町2-22 TEL042-352-3724
西武バス(株)		所沢市久米546-1 TEL0429-95-8111
佐川急便(株)	西関東支店三多摩営業所	昭島市拝島町4-8-1 TEL042-546-1121
西濃運輸(株)	八王子支店	八王子市石川町2968-9 TEL03-5857-7592
日本通運(株)	多摩支店	立川市曙町1-10-24 TEL042-523-0212

福山通運（株）	八王子支店	八王子市石川町 2970-5 TEL042-646-4151
ヤマト運輸（株）	東京支社 西東京主管支店	昭島市拝島町 4-10-5 TEL0570-200-733
日本銀行		中央区日本橋本石町 2-1-1 TEL03-3279-1111

《市区町村》

表 2-6

名 称	担 当 部 署	連絡先（所在地等）
八王子市	生活安全部 防災課	八王子市元本郷町 3-24-1 TEL042-626-3111
立川市	市民生活部 防災課	立川市泉町 1156-9 TEL042-523-2111
武蔵野市	防災安全部 防災課	武蔵野市緑町 2-2-28 TEL0422-51-5131
三鷹市	総務部 防災課	三鷹市野崎 1-1-1 TEL0422-45-1151
青梅市	生活安全部 防災課	青梅市東青梅 1-11-1 TEL0428-22-1111
府中市	行政管理部 防災危機管理課	府中市寿町 1-5 TEL042-335-4283
昭島市	総務部 防災課	昭島市田中町 1-17-1 TEL042-544-5111
調布市	総務部 総合防災安全課	調布市小島町 2-35-1 TEL042-481-7111
町田市	市民部 防災安全課	町田市森野 2-2-22 TEL042-722-3111
小金井市	総務部 防災交通課	小金井市本町 6-6-3 TEL042-383-1111
小平市	総務部 防災危機管理課	小平市小川町 2-1333 TEL042-341-1211
日野市	総務部 防災安全課	日野市神明 1-12-1 TEL042-585-1111
東村山市	環境安全部 防災安全課	東村山市本町 1-2-3 TEL042-393-5111

国立市	行政管理部 防災安全課	国立市富士見台 2-47-1 TEL042-576-2111
福生市	総務部 安全安心まちづくり課	福生市本町 5 TEL042-551-1511
狛江市	総務部 安心安全課	狛江市和泉本町 1-1-5 TEL03-3430-1111
東大和市	総務部 防災安全課	東大和市中央 3-930 TEL042-563-2111
清瀬市	総務部 防災防犯課	清瀬市中里 5-842 TEL042-492-5111
東久留米市	環境安全部 防災防犯課	東久留米市本町 3-3-1 TEL042-470-7777
武蔵村山市	総務部 防災安全課	武蔵村山市本町 1-1-1 TEL042-565-1111
多摩市	総務部 防災安全課	多摩市関戸 6-12-1 TEL042-375-8111
稲城市	消防本部防災課	稲城市東長沼 2111 TEL042-377-7119
羽村市	市民生活部 危機管理課	羽村市緑ヶ丘 5-2-1 TEL042-555-1111
あきる野市	総務部 地域防災課	あきる野市二宮 350 TEL042-558-1111
西東京市	危機管理室	西東京市中町 1-5-1 TEL042-438-4010
千代田区	政策経営部 災害対策・危機管理課	千代田区九段南 1-2-1 TEL03-3264-2111
中央区	総務部 危機管理課	中央区築地 1-1-1 TEL03-3546-5087
港区	防災危機管理室 防災課	港区芝公園 1-5-25 TEL03-3578-2515
新宿区	総務部 危機管理課	新宿区歌舞伎町 1-4-1 TEL03-3209-9999
文京区	危機管理室 危機管理課	文京区春日 1-16-21 TEL03-5803-1280
台東区	危機管理室 危機管理室	台東区東上野 4-5-6 TEL03-5246-1111

墨田区	危機管理担当 安全支援課	墨田区吾妻橋 1-23-20 TEL03-5608-6199
江東区	総務部 危機管理課	江東区東陽 4-11-28 TEL03-3647-9382
品川区	防災まちづくり事業部 防災課	品川区広町 2-1-36 TEL03-5742-6697
目黒区	総務部 生活安全課	目黒区上目黒 2-19-15 TEL03-5722-9164
大田区	危機管理室 防災危機管理課	大田区蒲田 5-13-14 TEL03-5744-1633
世田谷区	危機管理室 災害対策課	世田谷区世田谷 4-21-27 TEL03-5432-2262
渋谷区	危機管理対策部 防災課	渋谷区渋谷 1-18-21 TEL03-3463-1211
中野区	都市基盤部 防災・都市安全分野	中野区中野 4-8-1 TEL03-3389-1111
杉並区	危機管理室 危機管理対策課	杉並区阿佐谷南 1-15-1 TEL03-3312-2111
豊島区	総務部 防災危機管理課	豊島区南池袋 2-45-1 TEL03-3981-1111
北区	危機管理室 危機管理課	北区王子本町 1-15-22 TEL03-3908-1121
荒川区	区民生活部 生活安全課	荒川区荒川 2-2-3 TEL03-3802-3111
板橋区	危機管理室 防災危機管理課	板橋区板橋 2-66-1 TEL03-3964-1111
練馬区	危機管理室 危機管理課	練馬区豊玉北 6-12-1 TEL03-5984-2762
足立区	危機管理室 災害対策課	足立区中央本町 1-17-1 TEL03-3880-5837
葛飾区	地域振興部 防災課	葛飾区立石 5-13-1 TEL03-3695-1111
江戸川区	危機管理室 防災危機管理課	江戸川区中央 1-4-1 TEL03-3652-1151
瑞穂町	住民部 地域課	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ 崎 2335

		TEL042-557-0501
日の出町	生活安全安心課	西多摩郡日の出町大字平井 2780 TEL042-597-0511
奥多摩町	総務課	西多摩郡奥多摩町氷川 215 - 6 TEL0428-83-2345
檜原村	総務課	西多摩郡檜原村 467- 1 TEL042-598-1011
佐渡市 (新潟県)	総務課 防災危機管理室	新潟県佐渡市千種 232 TEL0259-63-3111
小千谷市 (新潟県)	危機管理課	小千谷市城内 2 - 7 - 5 TEL0258-83-3515

《医療機関》

表 2 - 7

名 称	担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
国分寺病院		国分寺市東恋ヶ窪 4 - 2 - 2 TEL042-322-0123
国分寺南町診療所		国分寺市南町 2 - 11 - 11 TEL042-323-6700
国分寺内科中央病 院		国分寺市東元町 2-3-19 TEL042-322-0131

《その他協力機関》

表 2 - 8

名 称	担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
東京むさし農業協 同組合	国分寺支店	国分寺市東恋ヶ窪 4-23- 8 TEL042-324-2111
(株) ジェイコム東 京	西エリア局	小金井市梶野町 4 - 5 - 1 TEL042-301-8888
国分寺市民防災推 進委員会	事務局 (防災安全課)	国分寺市戸倉 1-6-1 市役所内 TEL042-325-0111 (内 511)
国分寺市商工会	事務局	国分寺市本多 2 - 3 - 3 TEL042-323-1011

国分寺市社会福祉協議会	事務局	国分寺市戸倉 4-14 TEL042-324-8311
国分寺市国際協会	事務局	国分寺市戸倉 4-14 TEL042-325-3661
公益財団法人 日本中毒情報センター		つくば市天久保 1-1-1 TEL029-856-3566

《自主防災組織（防災まちづくり推進地区）》

表 2-9

地区名称	推進組織	所在地
高木町	高木町自治会	高木町一～三丁目
本多	本多連合町会	本多一～五丁目
泉町三丁目	泉町三丁目地区連合自治防災会	泉町三丁目
東恋ヶ窪六丁目	東恋ヶ窪六丁目自治会	東恋ヶ窪六丁目
新町	新町地区連合自治防災会	新町一～三丁目
国立団地	国立団地協議会	西町二丁目
戸倉中・西・北	戸倉自治会中・西・北地区防災会	戸倉一～四丁目
西町弁天町	西町弁天町内会	西町二～五丁目
西町友和	西町友和会	西町一丁目
光町北部	光町北部自治会	光町一～三丁目
戸倉東	戸倉自治会東地区防災会	東戸倉一，二丁目
けやき台団地	けやき台分譲団地管理組合	西町四丁目
西恋ヶ窪一丁目	西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会	西恋ヶ窪一丁目
内藤・日吉町	内藤・日吉町地区連合防災会	内藤・日吉町

《自治会，町内会，管理組合》

表 2-10

名称	所在地
東元町一丁目自治会	東元町一丁目
元町自治会	東元町四丁目
元町親交会	東元町四丁目
東急住宅自治会	東元町三丁目
東松風園東二組	東元町三丁目
国分寺パークハウス管理組合	西元町一丁目
西元町二丁目町会	西元町二丁目

黒鐘自治会	西元町四丁目
はけの会	南町一丁目
南町一丁目自治会	南町一丁目
南町二丁目町会	南町二丁目
国分寺南口町会	南町三丁目
南町三丁目花沢台町会	南町三丁目
都営南町3丁目住宅自治会	南町三丁目
本町一・二丁目東町会	本町二丁目
本町二丁目仲町会	本町二丁目
本町二丁目北町会	本町二丁目
本町三丁目東町会	本町三丁目
本町三・四丁目町会	本町三丁目
本町四丁目町会	本町四丁目
国分寺本町4丁目アパート花沢自治会	本町四丁目
本多一丁目東町内会	本多一丁目
本多一丁目西町内会	本多一丁目
本多二丁目東町内会	本多二丁目
本多二丁目西町内会	本多二丁目
本多三丁目南町内会	本多三丁目
本多三丁目北町内会	本多三丁目
本多四丁目東町内会	本多四丁目
本多四丁目西町内会	本多四丁目
本多五丁目東町内会	本多五丁目
本多五丁目西町内会	本多五丁目
ニュー国分寺ハイツ自治会	本多二丁目
押切間いずみ会	泉町一丁目
泉町大和会	泉町一丁目
東松風園中一組	泉町一丁目
東松風園中二組	泉町一丁目
東松風園西一組	泉町一丁目
東松風園西三組	泉町一丁目
マンション国分寺台管理組合	泉町一丁目
押切間和光会	泉町一丁目
若松会	泉町一丁目
泉町親交会	泉町一丁目



松泉会	泉町一丁目
国分寺市泉町二丁目アパート自治会	泉町二丁目
泉町西自治会	泉町三丁目
JR泉町社宅自治会	泉町三丁目
泉町三丁目親和会	泉町三丁目
さつき会	泉町三丁目
泉町三丁目いずみ自治会	泉町三丁目
西国分寺史跡通り住宅管理組合	泉町三丁目
若葉自治会	泉町三丁目
東恋ヶ窪二丁目自治会	東恋ヶ窪二丁目
東恋ヶ窪三丁目自治会	東恋ヶ窪三丁目
東恋ヶ窪四丁目自治会	東恋ヶ窪四丁目
東恋ヶ窪六丁目自治会	東恋ヶ窪六丁目
泉山自治会	西恋ヶ窪一丁目
西国分寺北口自治会	西恋ヶ窪二丁目
西恋ヶ窪一丁目自治会	西恋ヶ窪一丁目
西恋ヶ窪二丁目自治会	西恋ヶ窪一丁目
西恋ヶ窪三丁目自治会	西恋ヶ窪三丁目
西恋ヶ窪四丁目自治会	西恋ヶ窪四丁目
武蔵台自治会	日吉町一丁目
内藤一丁目都営第三アパート自治会	内藤一丁目
内藤一丁目都営第四アパート自治会	内藤一丁目
内藤二丁目自治会	内藤二丁目
内藤睦会	内藤二丁目
東電住宅自治会	内藤二丁目
内藤泉会自治会	内藤二丁目
内藤自治会	日吉町一丁目
フラワーロード自治会	内藤二丁目
日吉町新和会	日吉町二丁目
日吉町清秋会	日吉町二丁目
日吉町二丁目自治会	日吉町二丁目
日吉町町内会	日吉町一丁目
平和台自治会	戸倉一丁目
都営みやこ台自治会	戸倉一丁目
戸倉自治会	内藤二丁目

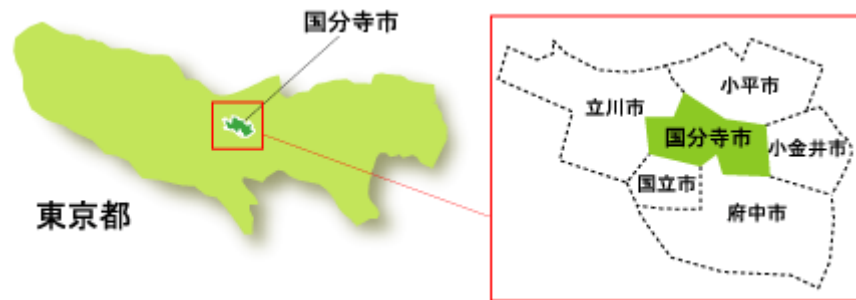
武蔵野台住宅自治会	戸倉四丁目
岸自治会	東戸倉一丁目
西の原自治会	富士本一丁目
富士本グリーンの会	富士本一丁目
富士本一丁目互助自治会	富士本一丁目
富士本一丁目自治会	富士本一丁目
富士本二丁目自治会	富士本二丁目
富士本三丁目自治会	富士本三丁目
富士本三丁目第2アパート自治会	富士本三丁目
わかば自治会	富士本三丁目
光町南部自治会	光町一丁目
光町北部自治会	光町二丁目
JR光町アパート自治会	光町一丁目
みやま会	西町一丁目
なでしこ会	西町一丁目
西町友和会	西町一丁目
東栄西町自治会	西町一丁目
上谷保自治会	西町一丁目
くぬぎ会	西町二丁目
中藤南会	西町二丁目
あゆみ会	西町二丁目
国立団地協議会	西町二丁目
若草会	西町三丁目
三中前自治会	西町二丁目
三中裏自治会	西町三丁目
けやき台分譲団地管理組合	西町四丁目
西町中藤町会	西町五丁目
西町弁天町内会	西町五丁目
国分寺西町五丁目アパート自治会	西町五丁目
西町さくら会	西町二丁目
高木町自治会	高木町二丁目
新町一丁目睦自治会	新町一丁目
新町一丁目自治会	新町一丁目
新町あけぼの会	新町一丁目
新町えのき会	新町二丁目

新町はづき会	新町二丁目
新町すみれ自治会	新町二丁目
共益新町自治会	新町二丁目
新町三丁目自治会	新町三丁目
新町三丁目親睦会	新町三丁目
鷹の台団地国分寺自治会	北町一丁目
共益東部自治会	北町二丁目
北町四つ葉会	北町四丁目
並木町二丁目さつき会	並木町二丁目
並木町三丁目西部自治会	並木町三丁目
北町公園隣組	北町四丁目
本多連合町会	本多全域
本町南町連合町会	本町・南町全域
恋ヶ窪自治会連合会	東・西恋ヶ窪全域

### 資料3 地形等

#### 1 位置

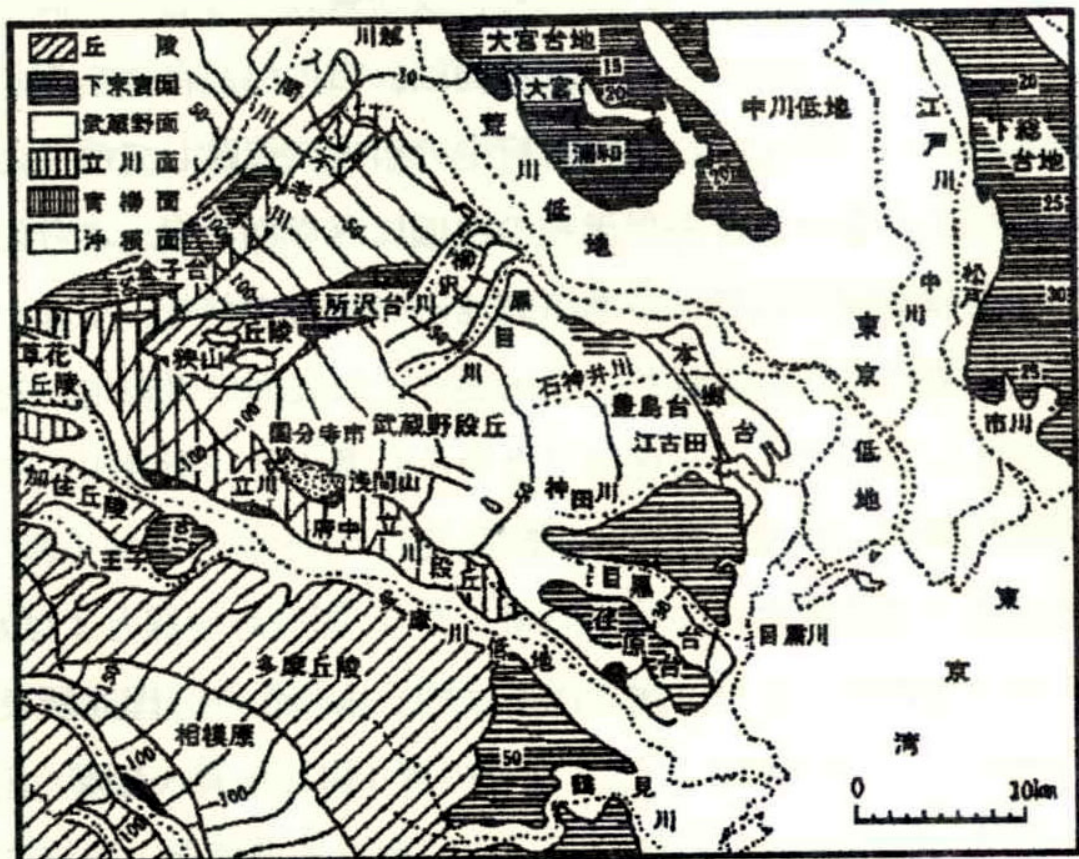
図1 東京都における国分寺市の位置（市ホームページより）



#### 2 地形

##### ① 武蔵野段丘，立川段丘の地形

図2-1 武蔵野及び立川段丘付近の地形区分



② 国分寺市の地形

(水平 : 垂直 = 1 : 58)

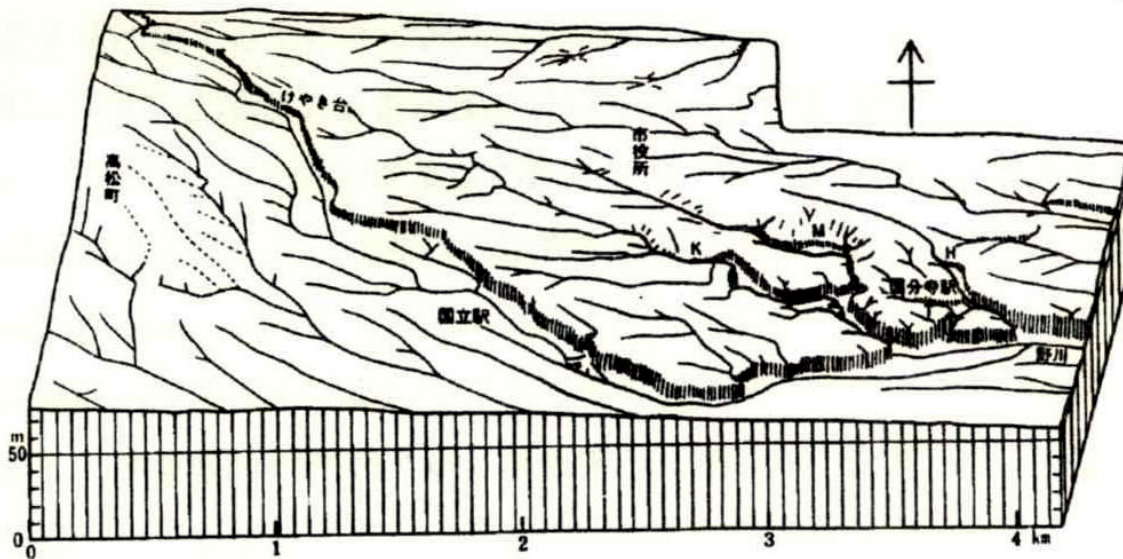


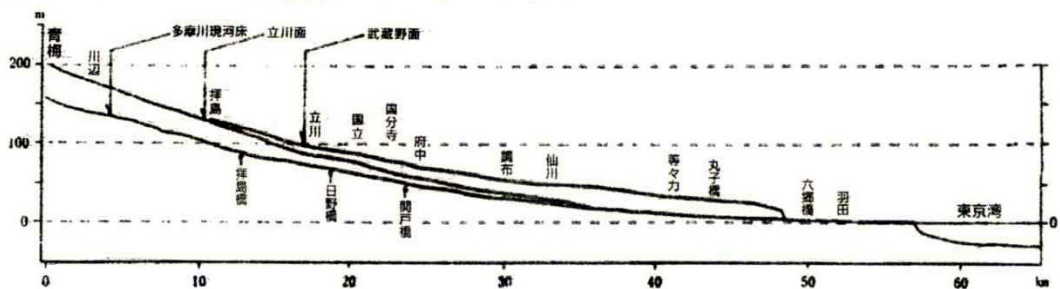
図2-2 国分寺市の地形ブロックダイヤグラム

(水平 : 垂直 = 1 : 6.8)

(K : 恋ヶ窪谷, M : 三ッ家谷,  
T : 殿ヶ谷戸谷, H : 本多谷)

( K : 恋ヶ窪谷。M : 三ッ家谷。  
T : 殿ヶ谷戸谷。H : 本多谷。)

③ 多摩川にそう武蔵野段丘・立川段丘の投影縦断面図



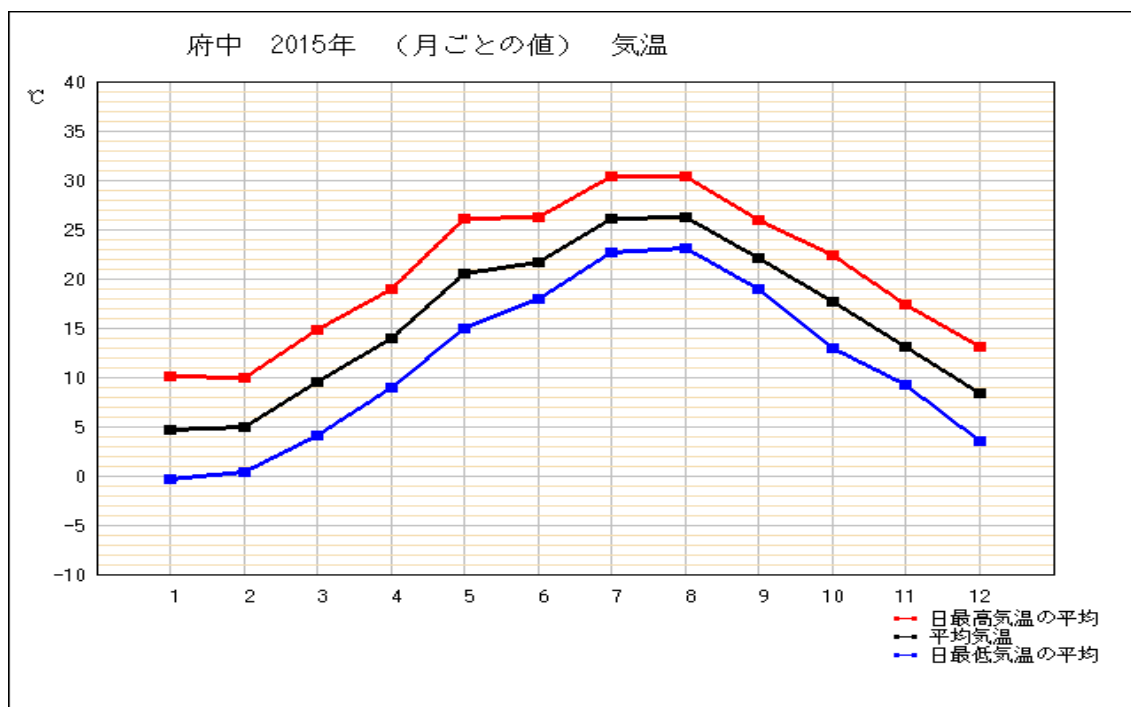
2 地盤

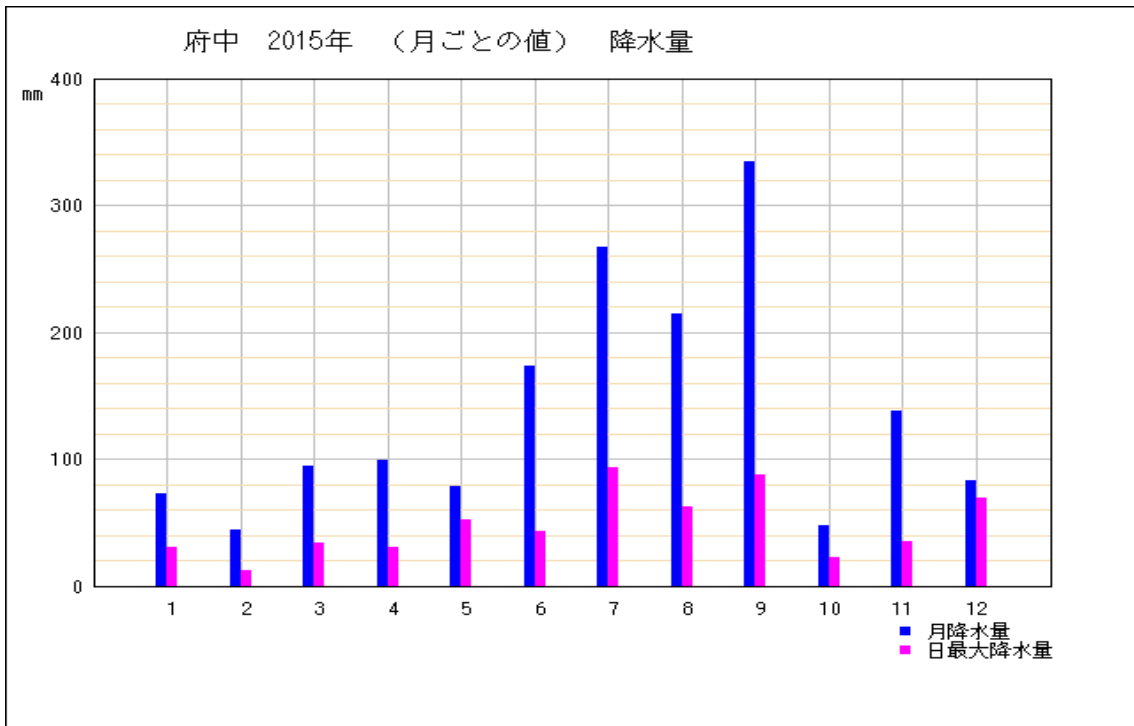
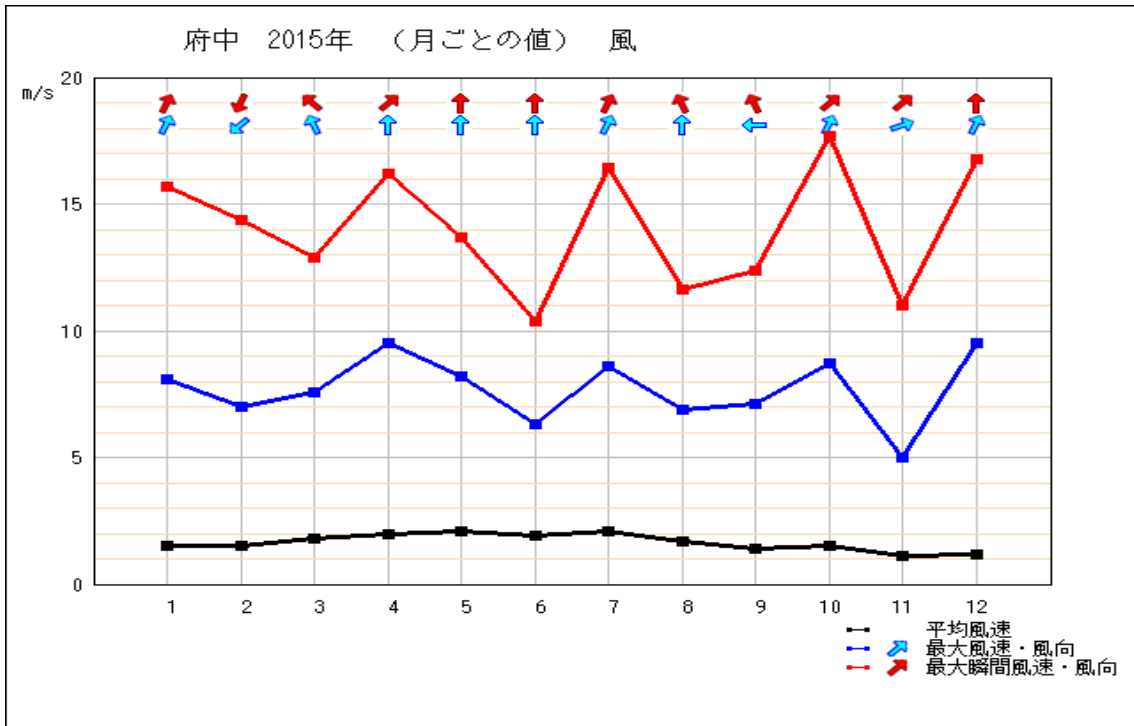
図2-3 多摩川にそう武蔵野面・立川面の投影縦断面図

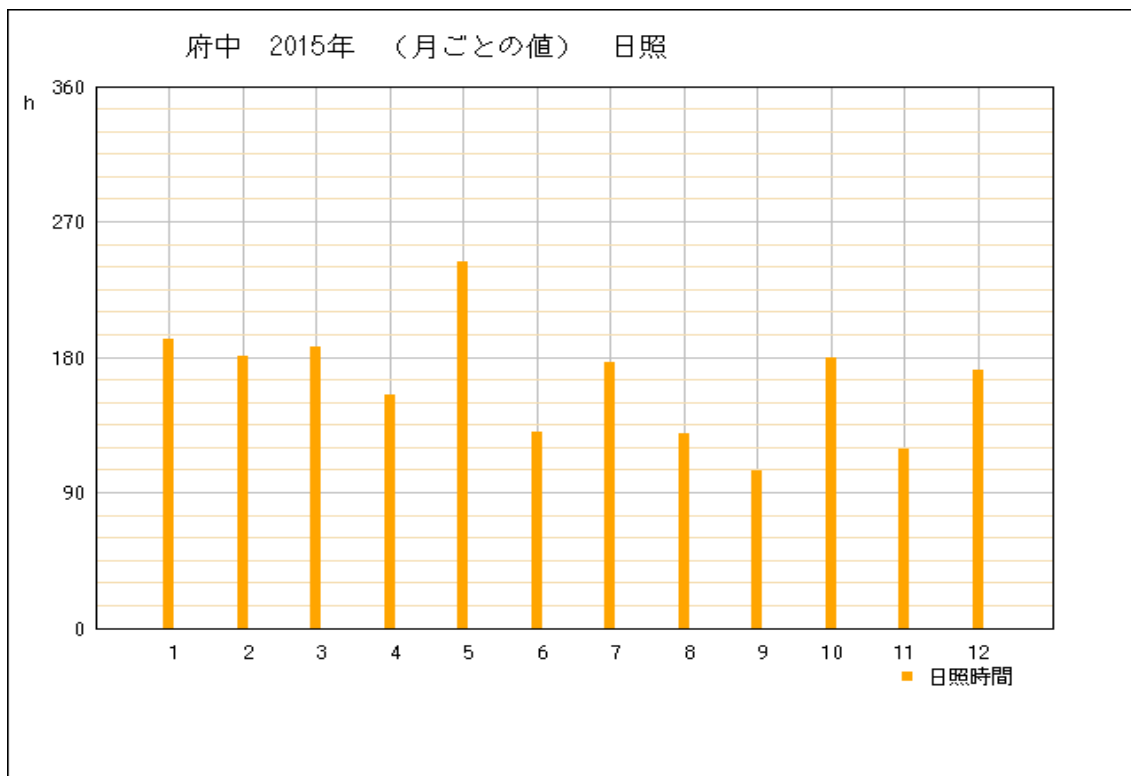
## 資料4 気象概要

### 1 平成27年の気象（資料：東京管区気象台 気象統計資料）

図4-1 国分寺市の気象（観測地点：府中観測所 区分：アメダス）







## 2 平年の気象 (資料：東京管区気象台 気象統計資料)

表 4-2 国分寺市の気象 (観測地点：府中観測所 区分：アメダス)

区分 月	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 h	降水量 Mm
1月	4.2	9.8	-0.9	1.2	185.0	49.4
2月	5.0	10.3	0.0	1.4	169.8	54.5
3月	8.2	13.3	3.2	1.7	168.6	112.4
4月	13.6	19.0	8.5	1.9	175.3	122.1
5月	18.0	23.2	13.3	1.9	169.0	129.4
6月	21.3	25.8	17.5	1.7	122.5	157.8
7月	25.0	29.6	21.5	1.7	142.8	162.6
8月	26.5	31.4	22.9	1.8	174.2	189.6
9月	22.7	27.1	19.2	1.4	126.8	224.6
10月	17.0	21.7	12.8	1.1	135.8	187.5
11月	11.4	16.6	6.6	1.1	153.2	87.9
12月	6.6	12.3	1.4	1.1	179.4	52.2
全年	15.0	20.0	10.5	1.5	1914.0	1529.7

【平年値：1981～2010年の30年間，日照時間のみは1987～2010年の24年間】



## 資料5 土地利用，道路，建物の概要

### 1 土地利用

土地利用面積の推移は，下表のとおり昭和35年の宅地面積は35.2%と3分の1に過ぎなかったが，20年後の昭和55年には61.7%と3分の2に達し，農地等の面積とちょうど逆転している。その後も宅地は増加傾向にあり，平成16年には74%，平成26年は77.9%と4分の3以上を占めている。宅地では住宅が73.2%と大半を占め，住宅都市としての特徴が現れている。

表5-1 固定資産税課税対象土地面積の推移（資料：東京都統計年鑑）

年	合計	宅地					農地等				雑種地	免税点 以下
		商業	工業	住宅	その他 ：集落	小計	田	畑	山林	小計		
昭和35年 ：1960年	888.4	3.16	0	164.99	144.85	<b>313.00</b>	6.05	478.71	82.91	<b>567.67</b>	7.74	0
構成比	100.0%	0.4%	0.0%	18.6%	16.3%	<b>35.2%</b>	0.7%	53.9%	9.3%	<b>63.9%</b>	0.9%	0.0%
昭和55年 ：1980年	836.69	15.05	0	501.23	0	<b>516.28</b>	0	259.81	36.26	<b>296.07</b>	21.36	2.98
構成比	100.0%	1.8%	0.0%	59.9%	0.0%	<b>61.7%</b>	0.0%	31.1%	4.3%	<b>35.4%</b>	2.6%	0.4%
平成16年 ：2004年	815.61	10.85	24.64	568.09	0.06	<b>603.64</b>	0	173.25	6.94	<b>180.19</b>	29.21	2.57
構成比	100.0%	1.3%	3.0%	69.7%	0.0%	<b>74.0%</b>	0.0%	21.2%	0.9%	<b>22.1%</b>	3.6%	0.3%
平成26年 ：2015年	807.72	12.00	26.16	590.86	0.07	<b>629.09</b>	0	147.39	4.26	<b>151.65</b>	24.84	2.15
構成比	100.0%	1.5%	3.2%	73.2%	0.0%	<b>77.9%</b>	0.0%	18.3%	0.5%	<b>18.8%</b>	3.0%	0.3%

### 2 道路

市内の道路の総延長は，平成28年4月1日現在226.949km（市資料）であり，このうち5.5m未満の道路が161.714kmで全体の7割を占め，総延長の約6割が未改良道路となっている。（表5-2）

また，東京都は緊急輸送道路のうち，特に沿道建築物の耐震化を図る必要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定している。（表5-3）

表 5 - 2 幅員別道路現況

(各年 4 月 1 日)

## ○改良済

年 次	総 数		5.5m 未満		13m 未満		13m 以上	
	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )
平成 24 年	88,031	578,618	67,394	362,228	20,186	206,163	451	10,228
25	88,302	580,252	67,646	363,739	20,205	206,285	451	10,228
26	88,537	581,881	67,833	365,059	20,253	206,594	451	10,228
27	88,735	582,748	68,136	367,490	20,216	207,005	383	8,253
28	88,757	583,170	68,100	367,353	20,274	207,564	383	8,253

## ○未改良

年 次	総 数		3.5m 未満		5.5m 未満		5.5m 以上	
	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )
平成 24 年	139,219	549,944	95,501	282,505	35,305	192,354	8,412	75,085
25	138,770	549,566	94,865	281,118	35,488	193,330	8,417	75,118
26	138,410	549,777	94,399	280,719	35,617	194,057	8,394	75,001
27	138,327	552,820	93,842	280,411	35,679	193,823	8,806	78,586
28	138,192	553,603	93,614	279,987	35,732	194,087	8,846	79,529

表 5 - 3 災害時緊急活動道路

名 称	主な路線
特定緊急輸送道路	杉並あきる野線、所沢府中線、国立停車場恋ヶ窪線

### 3 建物

本市における建物の概況をみる（平成28年1月1日現在の課税台帳データの集計）。建物総数は約3万1千棟で、この約8割を木造住家建物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造（以下、軽量S造という）で約2千8百棟、鉄筋および鉄筋鉄骨コンクリート造（同、RC造）約2千2百棟、鉄骨造（同、S造）約1千2百棟となっている。住家と非住家の割合を見ると、木造はほとんどが住家となっている。軽量S造は83%、RC造68%、S造58%が住家となっている。RC造やS造では、公共建物や事務所、または倉庫などの用途が多くなっている。（表5-4、図5-1）

表5-4 構造別住家・非住家別建物棟数及び建物割合

構造	棟数			割合 (%)		
	住家	非住家	計	住家	非住家	計
木造	24140	339	24479	77.1%	1.1%	78.2%
軽量S造	2361	453	2814	7.5%	1.4%	9.0%
S造	745	536	1281	2.4%	1.7%	4.1%
RC造	1545	698	2243	4.9%	2.2%	7.2%
その他	319	177	496	1.0%	0.6%	1.6%
計	29110	2203	31313	93.0%	7.0%	100.0%

\*) 全建物棟数に対する割合

構造	割合 (%)			割合 (%)		
	住家	非住家	計	住家	非住家	計
木造	82.9%	15.4%	78.2%	98.6%	1.4%	100.0%
軽量S造	8.1%	20.6%	9.0%	83.9%	16.1%	100.0%
S造	2.6%	24.3%	4.1%	58.2%	41.8%	100.0%
RC造	5.3%	31.7%	7.2%	68.9%	31.1%	100.0%
その他	1.1%	8.0%	1.6%	64.3%	35.7%	100.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	93.0%	7.0%	100.0%

\*) 住家合計棟数及び非住家合計棟数に対する割合

\*) 構造ごとの建物棟数に対する割合

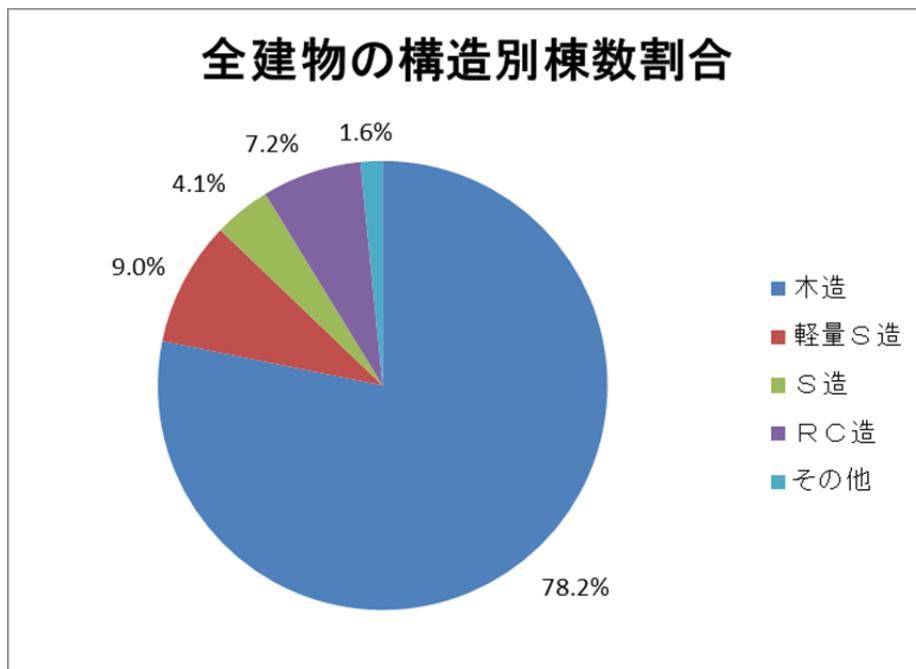


図5-1 建物構造別割合

## 資料6 関係機関との協定一覧

### 《災害時の協定》

表6-1 災害時における関係機関との協定

協定団体	協定内容	締結日
国分寺市医師会	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和57年11月1日 平成24年10月1日
府中市, 国立市	府中市, 国分寺市及び国立市に係る消防の相互応援に関する協定書	昭和59年11月30日
佐渡市	姉妹都市災害相互応援協定書	平成元年4月26日
東京都市町村防災事務連絡協議会 30市町村	震災時等の相互応援に関する協定書	平成8年3月1日
国分寺市米穀小売商組合	災害時における米穀供給に関する協定書	平成9年9月1日
国分寺郵便局	災害時における協力に関する協定書	平成9年11月7日
東京都立国分寺高等学校	避難所施設利用に関する協定書	平成10年2月20日
国分寺市建築組合	災害時における応援対策活動に関する協定書	平成10年9月1日
国分寺市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定書(細目, 覚え書含む)	平成10年9月1日
国分寺市薬剤師会	災害時の医療救護活動についての協定書(細目, 覚え書含む)	平成10年12月1日
立川市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成12年3月1日
国分寺建設業協会	災害時における応急対策活動に関する協定書	平成13年3月1日
国分寺市接骨師会	災害時における応急救護活動及び応急援護に関する衛生材料提供, 労務支援に関する協定書	平成13年12月1日
東京むさし農業協同組合	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書	平成14年8月1日
立川市	立川市, 国分寺市に係る消防の相互応援に関する協定書	平成14年8月1日
国立市・小平市・小金井市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成15年10月31日
国分寺市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	平成18年5月1日

株式会社ジェイコム東京	災害時における災害情報の放送等に関する協定書	平成 18 年 5 月 1 日
東京都理容生活衛生同業組合 小金井支部	災害時における理容活動に関する協定書	平成 19 年 11 月 1 日
株式会社イトーヨーカ堂	災害時における物資の供給に関する協定書	平成 19 年 12 月 20 日
小金井市・小平市	小金井市，小平市，国分寺市に係る消防の相互応援に関する協定書	平成 20 年 3 月 25 日
国分寺市管工事組合	災害時における応急給水及び上下水道の応急復旧に関する協定書	平成 20 年 4 月 1 日
国分寺消防署	非常通信の運用に関する協定書	平成 20 年 4 月 1 日
生活協同組合コープ東京	災害時における物資の供給に関する協定書	平成 20 年 8 月 19 日
エフエムラジオ立川株式会社	災害時における災害情報の放送業務に関する協定書	平成 22 年 7 月 22 日
東京経済大学	地区防災センターの管理運営に関する協定	平成 23 年 4 月 1 日
東京都下水道局流域下水道本部	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 23 年 11 月 14 日
東京土建	災害時における応急対策活動に関する協定書	平成 24 年 1 月 13 日
J R 国分寺駅・J R 西国分寺駅	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	平成 24 年 4 月 24 日
国分寺市軟式野球連盟少年の部	災害時における地区防災センターの運営支援協力に関する協定書	平成 24 年 5 月 11 日
多賀城市	災害時相互応援に関する協定書	平成 24 年 8 月 24 日
東京都獣医師会多摩東支部 (国分寺地区防災担当部)	災害時の動物救護活動についての協定書	平成 24 年 8 月 24 日
N P O 法人国分寺ハンディキャブ運営委員会	災害時における避難搬送協力に関する協定書	平成 24 年 10 月 9 日
太宰府市	災害時相互応援に関する協定書	平成 24 年 10 月 22 日
飯山市	災害時相互応援に関する協定書	平成 24 年 11 月 14 日
私立認可保育園運営法人 (福) 浴光会，(福) 日吉会， (福) 千春会，(福) 桑の実会， (福) 国立保育会，(株) こども の森，(株) 日本保育サービス， (福) つくしんぼ共同保育	災害時における被災乳児等の緊急受入れに関する協定書	平成 25 年 2 月 15 日

会, (福)じろう会, (福)森友会		
障害サービス事業者 (福)けやきの杜, (福)ななえの里, 東京ろう重複者とあゆむ会, NPO法人 Ann Bee, (福)はらからの家福祉会, NPO法人 Ohana, (福)コロロ学舎 ET教室, (福)万葉の里	災害時における障害者(児)の支援に関する協定書	平成25年2月15日
奈良市	災害時相互応援に関する協定書	平成25年2月25日
府中市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成25年6月15日
私立認可保育園運営法人 (福)大樹の会	災害時における被災乳児等の緊急受入れに関する協定書	平成25年7月1日
有限会社オートリック	災害時における車両提供に関する協定書	平成25年11月26日
NPO法人健康体操指導ワークーズ	災害時における被災者の運動支援に関する協定書	平成26年1月30日
東京多摩葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品の供給等に関する協定書	平成26年2月4日
東京都石油商業組合多摩東支部	災害時における燃料等の供給に関する協定書	平成26年2月4日
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定書	平成27年1月23日
国分寺市植木組合	防災兼用農業井戸の設置及び使用に関する協定書	平成27年1月27日
株式会社サンドラッグ	災害救助物資の緊急調達に関する協定書	平成27年6月29日
(福)浴光会	災害時における高齢者の支援に関する協定書	平成27年11月18日
国分寺市医師会	国分寺市災害医療コーディネーターに関する協定書	平成27年12月3日
医薬品卸売業者 株式会社メディセオ, アルフレッサ株式会社, 株式会社スズケン, 東邦薬品株式会社, 株式会社バイタルネット, 酒井薬品株式会社	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成28年3月1日

武州交通興業株式会社	災害時における車両提供に関する協定書	平成 28 年 8 月 10 日
社会福祉法人 村山苑(日吉保育園)	災害時における被災乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 28 年 8 月 31 日
マイキャリアクラス(株)(キャリアー保育園国分寺)	災害時における被災乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 28 年 10 月 14 日

《その他協定》

表 6-2 防災まちづくり推進地区協定

No.	協定の名称	締結先
1	国分寺市防災まちづくり推進地区協定書	高木町自治会
2	同上	本多連合町会
3	同上	泉町三丁目地区連合自治防災会
4	同上	東恋ヶ窪六丁目自治会
5	同上	新町地区連合自治防災会
6	同上	国立団地協議会
7	同上	戸倉自治会(中・西・北)地区
8	同上	西町弁天町内会
9	同上	西町友和会
10	同上	光町北部自治会
11	同上	戸倉自治会東地区
12	同上	けやき台分譲団地管理組合
13	同上	西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会
14	同上	内藤・日吉町地区連合防災会

※ 地区の区域は、「資料 12 推進地区図」を参照。



## 資料7 備蓄物資の品目一覧

(平成28年3月1日現在) 表7

No.	品名	種別	規格	数量
1	アルファ米	食料品	50食入	1,230
2	おかゆ	同上	50食入	581
3	パン	同上	50食入	508
4	ビスケット	同上	80食入	432
5	栄養機能食品	同上	3食入	9,000
6	けんちん・とん汁	同上	60食入	24
7	3日間食糧セット	同上	27食入	225
8	保存飲料水	飲料水	20×6本入	4,195
9	保存飲料水	同上	1.50×8本入	5,093
10	体育館用シート	資器材		275
11	災害用簡易トイレ	同上		461
12	災害用トイレ汚物処理剤	同上		39,456
13	毛布	同上	真空圧縮	5,495
14	ろうそく	同上		849
15	食器	同上		9,900
16	簡易テント	同上		88
17	テント	同上		25
18	発電機	同上		93
19	投光器	同上		84
20	ガソリン缶	同上		206
21	レスキューキット	同上		59
22	リヤカー	同上		18
23	炊出し釜	同上		32
24	炊飯袋	同上		173,500
25	無菌浄水器	同上		37
26	車いす対応仮設トイレ	同上		14
27	仮設トイレ	同上		16
28	ブルーシート	同上		1,550
29	担架	同上		45
30	救急医療セット	同上		15

31	救急箱	同上		123
32	車両積載用給水タンク	同上		34
33	LED電灯	同上	(電池含)	1,260
34	おむつ	同上		24,426
35	生理用品	同上		90,000
36	ベビーローション	同上		720
37	カイロ	同上		17,000
38	マスク	同上		6,800

## 資料 8 関係報道機関一覧

《報道機関》

表 8

名称	担当部署	連絡先（所在地等）
朝日新聞	立川支局	立川市曙町 2-38-5 TEL042-524-5104
毎日新聞	立川支局	立川市錦町 1-1-24 TEL042-527-5050
東京新聞	立川支局	立川市曙町 1-13-11 TEL042-524-0061
読売新聞	立川支局	立川市曙町 1-27-10 TEL042-523-4477
産経新聞	多摩支局	立川市曙町 2-31-15 TEL042-524-3166
日本放送協会 (NHK)	多摩報道室	立川市曙町 2-22-20 TEL042-523-5328
共同通信	東京支社	港区東新橋 1-7-1 TEL03-6252-8000
日本経済新聞	多摩支局	立川市富士見町 6-63-3
時事通信社	立川支局	立川市曙町 2-9-1 TEL042-525-5022
TBSテレビ		港区赤坂 5-3-6 TEL03-3746-1111
日本テレビ (NTV)		八王子市本町 24-8 TEL042-625-0631
テレビ朝日		港区六本木 6-9-1 TEL03-6406-1111
フジテレビ		港区台場 2-4-8 TEL03-5500-8888
日刊工業新聞	西東京支局	立川市曙町 2-38-5 TEL042-524-5721
東京メトロポリタ ンテレビジョン	多摩ニュースセンター	立川市錦町 1-10-25 TEL042-526-1440
ジェイコム東京	西エリア局	小金井市梶野町 4-5-1

## 資料 9 国分寺市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条（市町村協議会の組織）第8項の規定に基づき、法に定めるもののほか、国分寺市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(委員の定数)

第3条 協議会の委員の定数は、36人以内とする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

国分寺市防災会議委員	9,500 円
------------	---------

」を

「

国分寺市防災会議委員	9,500 円
国分寺市国民保護協議会	9,500 円

」に

改める。

## 資料10

### 国分寺市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（条例への委任）及び法第183条（準用）において準用する法第31条の規定に基づき、法に定めるもののほか、国分寺市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び国分寺市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

#### (組織)

第3条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は国分寺市職員（以下「市職員」という。）のうちから市長が任命する。

#### (会議)

第4条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条（都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織）第6項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第5条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、国分寺市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

## 資料11 動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室，農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）

### 1 平素からの備え

地方公共団体は，平素において，災害時における動物の管理等への備えと併せて，必要に応じ，以下の措置の実施に努めるものとする。

#### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき，人の生命，身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者，飼養状況等について，あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は，武力攻撃事態等において，危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について，あらかじめ整備すること。

#### ○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は，武力攻撃事態等において，所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し，連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について，あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は，武力攻撃事態等において，要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は，武力攻撃事態等において，以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して，可能な範囲で，関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら，当該措置の実施に努めるものとする。



- 危険動物等の逸走対策
    - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
    - ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
    - ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。
  
  - 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
    - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
    - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。
- 3 緊急対処事態における動物の保護等
- 緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

## 資料12 救援の程度及び方法の基準

根拠法令	救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考																				
I	収容施設の供与	避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算																				
		長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,660,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																			
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,660,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																			
II	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日(3食)当り  1,110円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																			
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																			
III	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具 ニ 光熱材料																				
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">季別</td> <td>夏</td> <td>18,400円以内</td> <td>23,700円以内</td> <td>34,900円以内</td> <td>41,800円以内</td> <td>53,000円以内</td> <td>7,800円以内</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,400円以内</td> <td>39,500円以内</td> <td>55,000円以内</td> <td>64,300円以内</td> <td>80,900円以内</td> <td>11,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算	季別	夏	18,400円以内	23,700円以内	34,900円以内	41,800円以内	53,000円以内	7,800円以内	冬	30,400円以内	39,500円以内	55,000円以内	64,300円以内
世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算																	
季別	夏	18,400円以内	23,700円以内	34,900円以内	41,800円以内	53,000円以内	7,800円以内																	
	冬	30,400円以内	39,500円以内	55,000円以内	64,300円以内	80,900円以内	11,000円以内																	

IV	医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○ 次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 病院又は診療所への収容 5 看護
V	被災者の捜索及び救出	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	
VI	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者	一体当たり 大人 210,400円以内 小人 168,300円以内	○ 死体の応急的処理程度ものを行う ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○ 次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ又は骨箱	
VII	電話その他の通信設備の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費	
VIII	①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1世帯当たり 576,000円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施
	②	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○ 小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○ 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,300円 中学校生徒 1人当たり 4,600円 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童・中学校生徒 盲、聾、養護学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒 ○ 高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、盲、聾、養護学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

VIII	③	死体の検索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
		死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一次保存 3 検案（原則として救護班において実施）
	④	武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 134,800円以内
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者捜索、救出 4 死体捜索、処理 5 救済用物資の整理配分

※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。

※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。

※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別基準を定める。（基準告示第1条第2項）

※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。（基準告示第1条第3項）

参考

国民保護法第75条(救援の実施)

第3項 救援の程度、方法及び機関に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条(救援の程度、方法及び期間)

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、厚生労働大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示〔救援の指示〕があった日（法第75条第1項ただし書の場合〔緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合〕にあつては、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までとする。

## 資料13 安否情報様式

様式 1

様式第 1 号 (第 1 条関係)

### 安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本その他 (
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで、ください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号 (第 1 条関係)

## 安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他 ( )
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他の必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行いません。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

## 安否情報報告書

報告年月日 年 月 日 時 分

市長村名 \_\_\_\_\_ 担当 \_\_\_\_\_

①氏名	②フリガナ	③生年月日	④性別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を特定するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他の必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しないものに限って記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

### 安否情報収集照会書

年 月 日	
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	
申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____	
下記のものについて、武力攻撃事態等における国民の保護ための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報の照会をします	
照会する理由 （○を付けてください。 ③の場合理由の記入をお願いします）	①被照会者の親族又は同居人であるため ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民であるため） ③その他 （ _____ ）
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	生 年 月 日
	性 別
	住 所
	国 籍
	その他個人を識別するための情報
※ 申請者の確認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「生年月日」欄は、元号表記により願います。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。



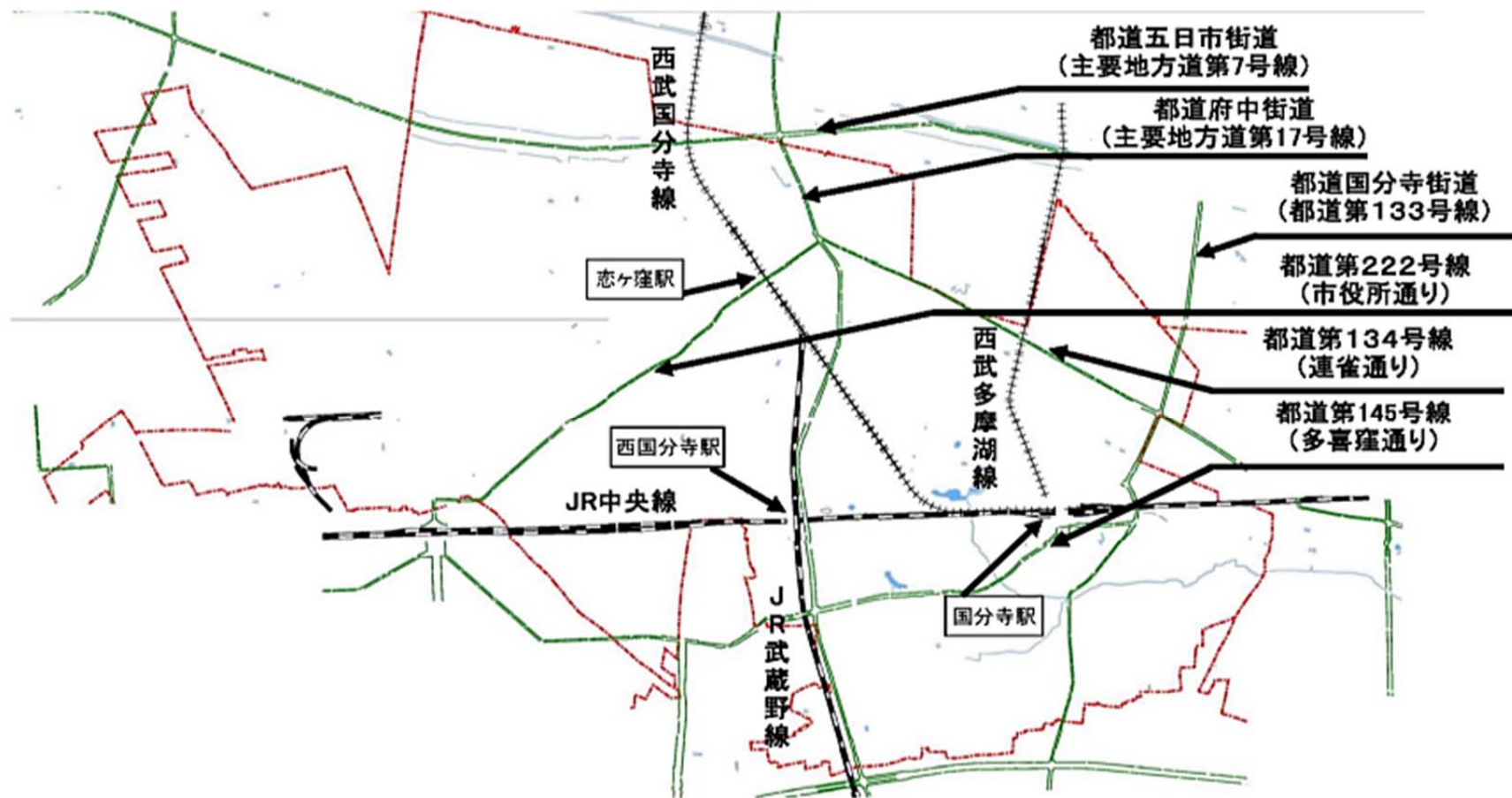
様式第5号（第4条関係）

安否情報収集回答書

殿		年 月 日  総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	生 年 月 日	
	性 別	
	住 所	
	国 籍	日本 ( )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」「負傷」又は「非該当」と記入すること
- 3 「生年月日」欄は、元号表記によりお願いします。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料14 路線図



資料15 国分寺市防災まちづくり推進地区

国分寺市防災まちづくり推進地区 概要図

